

指導計画案【悪質商法を許さない！】

指導案作成：大原弘子（栃木県立宇都宮中央女子高等学校）

1. 科目・単元名

家庭基礎（教育図書「新家庭基礎」準拠）

第7章 消費生活・環境

2 かしこい消費者になろう

2 消費者問題の現状と課題

4 消費者の権利と責任

2. 単元の目標

- ・悪質商法被害を予防する知識や態度を獲得する。
- ・トラブルにあった場合も、適切に対処することができる。

3. 評価基準

- ・悪質商法にあわないよう、注意点を知る。
- ・トラブルに巻き込まれた場合の対処法、相談先を知る。
- ・相談することの社会的な効果を理解する。

4. 本展開例の特色

日本で消費者教育の必要性が認識されたのは、1980年代前半に発生した豊田商事事件であった。卑劣な手口もさることながら、疑うことなく信じてしまった消費者の多さが問題になった。そのため初期の消費者教育は、悪質商法に騙されない消費者を育てることを目的とした。

2004年に消費者保護基本法が消費者基本法に改正されたのを機に、消費者は保護されるだけでなく自立した主体となり、事業者と対等な力を持つことを目指す存在になった。さらに2012年に制定された消費者教育推進法では、自らと将来の世代の利益を考え、内外の社会情勢や地球環境まで考慮して消費行動をとる「消費者市民」の育成が求められている。

本展開例では、まず、悪質商法の種類、騙されないための基礎的な心得、被害にあった場合の対処法を学ぶ。発展して、公的機関に相談することの社会的意義を知ることを中心とした。

相談の目的は、まずは自分の被害の回復である。しかしそれのみにとどまらず、個々の相談内容は集約され、事例が多い場合は被害の拡大を防ぐために注意喚起が行われる。再発防止に向けて事業者に対する指導が行われ、新たな規制や法律の制定につながっていく。つまり、様々な形で社会にフィードバックされる。

過剰な自己利益追求や事業者批判のみのクレーム行為は戒められるべきであるが、正当な相談は、「消費者の8つの権利」「消費者の5つの責任」にも含まれる行為である。泣き寝入りせず行動することが、消費者問題のない社会を育むことになるのである。

5. 授業展開例 (50 分)

	学習活動	教師の支援と留意点	大人ドリル (教科書)	配時
導入	<p>★性格診断テストをしてみよう。自分はどのタイプかな？</p> <p>★クラスの中で、同じタイプの人を探して集まろう。</p>	<p>・移動や話し合い、発表が可能な環境を用意する。</p> <p>・速やかに移動できるよう配慮する。 (動物のタイプ別に挙手をさせる、集まる位置を指定するなど)</p> <p>・1人のグループもありうる。</p>	P18. 19	6分
展開	<p>★グループごとにまとめる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんなタイプか ・気を付けるべき商法 ・どんな商法か ・具体的な例 ・騙されないために気を付けたいこと <p>★グループごとに発表する</p>	<p>・すぐに書き込めるプリントを、作成しておく。* 1</p> <p>・身近で具体的な実体験の例をできるだけ引き出したい。</p> <p>・「私たちは、〇〇〇します。」という宣言の形や、標語調、五七五調などを指定するのも楽しい。</p> <p>・事例研究や、ロールプレイングに発展させることも可能である。</p>	P20. 21 (P159)	10分 14分
まとめ と発展	<p>★もし悪質商法に引っかかってしまったらどうする？</p> <p>★そのほかの困ったときの相談先はどこかな？</p> <p>★相談するとどんな良いことがあるだろう。</p> <p>★どんな「おとな」になりたいですか？</p>	<p>・消費者ホットライン「188」(イヤヤ)に電話すると相談に乗ってもらえることを確認する。</p> <p>・いろいろな相談窓口があることを伝える。</p> <p>・相談には複数のメリットがある 自分の被害を回復。 被害の予防、早期発見、拡大防止。</p> <p>・相談することは、「消費者の8つの権利」「消費者の5つの責任」に含まれる行為である。</p> <p>・吹き出しの中に言葉を書く。</p> <p>・書いたことを共有し、互いに励ましあう。</p>	P23 P22 裏表紙裏 (P160) (P161) (P164) P24	12分 8分